

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告事項 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について

報第4号 作付変更届について

報第5号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

1番 坂井浩行 委員	2番 早川直子 委員
3番 山屋和徳 委員	4番 桒原一郎 委員
5番 小池秀一 委員	6番 志田洋一 委員
7番 笹岡大介 委員	8番 瀬高栄津子 委員
9番 山倉 広 委員	10番 佐藤直人 委員
11番 小師栄一 委員	12番 飛岡雅史 委員
13番 井上利弥 委員	14番 五十嵐弘作 委員
15番 吉田 昇 委員	16番 鈴木範男 委員
17番 熊倉 睦 委員	18番 田邊健一 委員
19番 淡路五樹 委員	

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 15名

青木誠一 委員	岡崎耕一郎 委員
川上利男 委員	北澤正之 委員
小出和哉 委員	小林克洋 委員
佐々木一光 委員	中澤伸一郎 委員
新飯田雅樹 委員	平松広之 委員

堀 江 義 栄 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

山 崎 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 3名

駒 形 徹 委員
丸 山 由 夫 委員

高 山 弘 則 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事 三 本 琳 花

午前9時35分 開会及び開議

(午前9時55分 三條新聞社傍聴)

議長（栞原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、本日の出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席15名、欠席3名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

8番、瀬高栄津子委員、12番、飛岡雅史委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第4号及び報第1号から報第5号までの以上9件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規程に基づき、三条市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。

38ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定59件、貸借権移転2件、所有権移転1件で、合計62件、22万8,427.19平米です。

なお、新規設定においては、10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、

受ける者及び期間について、貸借権移転においては、10アール当たり賃借料、形態、利用権の移転を受ける者及び期間について、所有権移転においては、売買価格、形態、所有権を移転する者及び受ける者などについては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1 ページをお願いします。

新規設定です。

1 番は、直江町三丁目地内の農地 1 筆、955平米。

2 番は、2 ページまで続きます。大宮新田地内の農地 9 筆、1 万2,227平米。

3 番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,016平米。

4 番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,023平米。

5 番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、4,046平米。

6 番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、2,006平米。

4 ページをお願いします。

7 番は、鶴田一丁目地内の農地 3 筆、4,012平米。

8 番は、鶴田一丁目地内の農地 3 筆、2,081平米。

9 番は、鶴田一丁目地内の農地 2 筆、3,197平米。

10番は、須戸新田地内の農地 1 筆、1,003平米。

6 ページをお願いします。

11番は、東大崎地内ほかの農地 6 筆、9,735平米。

12番は、上野原地内の農地 1 筆、2,062平米。

13番は、東大崎二丁目地内の農地 6 筆、5,216平米。

8 ページをお願いします。

14番は、東大崎二丁目地内の農地 4 筆、4,024平米。

15番は、上保内地内の農地 2 筆、2,042平米。

16番は、上保内地内の農地 2 筆、1,860平米。

17番は、上保内地内の農地 2 筆、1,004平米。

18番は、10ページまで続きます。上保内地内の農地 2 筆、1,999平米。

19番は、上保内地内の農地 6 筆、4,120平米。

20番は、13ページまで続きます。上保内地内の農地27筆、4,120.40平米。

21番は、上保内地内の農地 2 筆、1,397平米。

22番は、14ページまで続きます。上保内地内の農地 7 筆、2,457.15平米。

23番は、上保内地内の農地 3 筆、805平米。

24番は、16ページまで続きます。上保内地内の農地12筆、3,944.61平米。

25番は、東本成寺地内の農地 3 筆、2,963平米。

26番は、東本成寺地内の農地 1 筆、1,004平米。

27番は、東本成寺地内の農地 1 筆、1,024平米。

28番は、東本成寺地内の農地 2 筆、2,048平米。

18ページをお願いします。

29番は、東本成寺地内の農地 1 筆、1,008 平米。

30番は、吉田地内の農地 5 筆、1 万652平米。

31番は、如法寺地内の農地 1 筆、664平米。

32番は、如法寺地内の農地 1 筆、2,328平米。

20ページをお願いします。

33番は、如法寺地内の農地 1 筆、2,963平米。

34番は、月岡地内ほかの農地 4 筆、2,793平米。

35番は、23ページまで続きます。月岡地内ほかの農地30筆、1 万1,489.39平米。

36番は、月岡四丁目地内の農地 3 筆、1,036平米。

24ページをお願いします。

37番は、月岡四丁目地内の農地 1 筆、6.61平米。

38番は、如法寺地内ほかの農地 6 筆、6,405平米。

39番は、西中地内の農地 2 筆、3,003平米。

40番は、西中地内の農地 1 筆、1,147平米。

26ページをお願いします。

41番は、西中地内ほかの農地 4 筆、9,807平米。

42番は、袋地内の農地 6 筆、1 万4,991平米。

43番は、袋地内の農地 1 筆、596平米。

44番は、28ページまで続きます。上須頃地内の農地 1 筆、256.65平米。

45番は、上須頃地内の農地 1 筆、719.77平米。

46番は、中曽根新田地内の農地 1 筆、98平米。

47番は、北潟地内の農地 5 筆、9,904平米。

48番は、30ページまで続きます。北潟地内の農地 2 筆、604平米。

49番は、山王地内の農地 1 筆、2,195平米。

50番は、32ページまで続きます。桑切地内の農地18筆、9,205.61平米。

51番は、桑切地内の農地 2 筆、3,344平米。

52番は、広手地内の農地 1 筆、1,964平米。

53番は、大平地内の農地 4 筆、9,965平米。

54番は、大平地内の農地 1 筆、2,144平米。

34ページをお願いします。

55番は、長野地内の農地 2 筆、5,182平米。

56番は、長野地内の農地 3 筆、8,478平米。

57番は、名下地内の農地 1 筆、2,890平米。

58番は、棚鱗地内の農地 1 筆、3,004平米。

36ページをお願いします。

59番は、鹿峠地内の農地 1 筆、1,211平米。

次に、貸借権移転です。37ページをお願いします。

60番は、東大崎二丁目地内の農地 1 筆、1,315平米。

61番は、戸口地内の農地1筆、349平米。

最後に、所有権移転です。38ページをお願いします。

62番は、中曽根新田地内の農地4筆、1万1,318平米。

いずれも令和8年6月30日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、4月27日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時9分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月意見照会のあった案件は、新規設定59件、貸借権移転2件、所有権移転1件、合計62件、22万8,427.19平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとししました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』説明いたします。

40ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの４件、贈与によるもの１件、合計５件、１万1,314平米です。

番号ごとに順次説明いたします。39ページをお願いします。

１番は、東鰯田地内の農地９筆、1,928平米を、相続で譲り受けたが耕作できないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

２番は、片口地内の農地１筆、132平米を、隣接地を所有する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

３番は、大島地内の農地７筆、7,197平米を、高齢で耕作ができないという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

40ページをお願いします。

４番は、鹿峠地内の農地１筆、200平米を、利用権設定による貸借の期間満了を期に、譲渡人と譲受人、双方の希望により売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

５番は、下保内地内の農地４筆、1,857平米を、高齢で耕作ができないという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

５番、小池秀一委員。

第３調査部会長（５番小池秀一委員）

議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買４件、贈与１件、合計５件、１万1,314平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第３条第２項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第２号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

42ページ欄外を御覧ください。今月の申請は3件、8,580平米です。

番号ごとに順次説明いたします。41ページをお願いします。

1番は、平成25年8月16日付で事業計画変更の承認及び農地法第5条の許可を受けた直江町四丁目地内の農地13筆、7,610平米について、前計画では工場1棟、駐車場101台分及び調整池1か所の用地としての利用を計画していましたが、事業が低迷し計画が中止となったため、譲受人に承継し、電力の安定供給のための蓄電池施設として、系統用蓄電池24基、連系変電所1か所、引込み鉄塔1基及び調整池の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、すぐえ会館の南東側250メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第4号の1番で農地法第5条の許可申請がなされております。

42ページをお願いします。

2番は、事業計画の変更のみの案件で、平成24年10月18日付で農地法第5条の許可を受けた東鱈田地内の農地2筆、104平米について、当初計画では車庫1棟及び駐車場2台分の用地としての利用を計画していましたが、申請地の道路向かいに側にある自宅を新築する際に車庫付きの住宅を建築したため、車庫の建築を取りやめ、自家用駐車場1台分及び家庭菜園の用地として利用したいもので、場所につきましては西鱈田小学校の北東側100メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、令和7年3月28日付で農地法第5条の許可を受けた須頃一丁目地内の農地2筆、866平米について、当初計画では事務所1棟、物置1棟及び駐車場8台分の用地としての利用を計画していましたが、造成工事が完了したところで譲受人からの要望を受け、計画をやめ、土地を譲渡することとしたものです。譲受人は、事務所1棟、カーポート

2棟及び駐車場10台分の用地としての利用を計画しており、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR燕三条駅の西側400メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第4号の2番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、8,580平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栢原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

45ページ欄外を御覧ください。今月の申請は6件、9,829.61平米です。

番号ごとに順次説明いたします。43ページをお願いします。

1番は、先ほど説明いたしました議第3号の1番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

44ページをお願いします。

2番は、先ほど説明いたしました議第3号の2番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

3番は、柳沢地内の農地1筆、343平米を売買により取得し、同時に取得する宅地と一体でドローン練習場の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、新潟県立テクノスクールの南側250メートル付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地に該当しますが、周辺に他の適当な宅地、第3種農地がないと認められるため、第2種農地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

4番は、大島地内の農地2筆、749平米を売買により取得し、自社駐車場26台分の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大島集出荷場の北西側500メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地に該当しますが、転用目的が既存施設の拡張で、隣接しており、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであることから、第1種農地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

5番は、尾崎地内の農地3筆、103.61平米を、使用貸借権の設定により、隣接する雑種地の一部と一体で住宅1棟の用地として利用するもので、場所につきましては川通どれみこども園の南西側450メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の端部に位置する農地であることから、農地区分は第1種農地に該当しますが、転用目的が申請土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な住宅に係る申請で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

6番は、安代地内の農地2筆、258平米を、使用貸借権の設定により、農作業所1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては大面小学校の北側200メートル付近で、農用区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は6件、9,829.61平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果

などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

1 番以外については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また1 番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、1 番以外については原案のとおり許可することに、また1 番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了しました。

第3 調査部会長は、自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1 号から報第5 号までの5 件を一括議題とします。

報第1 号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2 号から報第5 号までの4 件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第1 調査部会長、3 番、山屋和徳委員。

第1 調査部会長（3 番山屋和徳委員）

来月は、第1 調査部会の当番でございます。5 月25日午前9 時から三条市役所第二庁

舎 2 階 202 会議室で会議を開催いたします。関係委員の方は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

来月の総会は 29 日午前 9 時 30 分に三条庁舎高層棟 2 階、大会議室での開会を予定しております。

以上で総会を閉会いたします。

午前 10 時 15 分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 8 番）

議事録署名委員（ 1 2 番）
